

岐阜市ふるさと納税返礼品事業者及び返礼品募集要領

令和4年9月1日決裁

令和6年2月9日改正

令和6年8月29日改正

(目的)

第1条 目的

この要領は、ふるさと納税制度を活用した本市への寄附者に対し、岐阜市の魅力を発信する返礼品を提供することを通じて、本市のシティプロモーションを推進するため、寄附者への返礼品の提供事業者（以下「返礼品事業者」という。）及び提供する品、サービスの募集その他の手続に関して、「岐阜市ふるさと納税の返礼品事業者及び返礼品登録要領（令和4年9月1日決裁。以下「登録要領」という。）」に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(返礼品事業者の要件)

第2条 返礼品事業者の要件

返礼品事業者は、次の全ての要件を満たすものとする。

1 事業者等

次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）営業所又は生産拠点（以下「本社等」という。）を岐阜市内に有する法人・団体又は市内で事業活動を行っている個人事業主
- (2) 岐阜市内で生産されたものを原材料として製造し、又は加工している品物を取り扱う市内の法人・団体又は個人事業主（前項に該当するものを除く。）
ただし、本市内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本市をPRしていると認められる場合は、市外の事業者も可能
- (3) 岐阜市内で役務（サービス）の提供を行っている事業者

2 通信手段

返礼品の受発注及び納品の管理等のため、インターネット、メール、FAX等の通信手段を有すること。

3 ふるさと納税ポータルサイト

- (1) 返礼品として選定された場合、市が利用しているふるさと納税ポータルサイトに掲載することが可能であること。（ただし、ふるさと納税ポータルサイトの取扱基準により、特定のポータルサイトに限定して公開する必要があるものは除く。）
- (2) メールで受注をする場合は、市が指定するふるさと納税の委託事業者が提供する管理システムの導入ができること。

4 サンプル等の提供

返礼品として選定された場合、サンプル用又は撮影用の品（食品、瓶詰めされたものその他市が指定する品物をいう。）の提出が必要な場合にそれに係る費用、送料等の負担ができること。

5 調査・プロモーション等への協力

- (1) 返礼品として選定された場合、市が実施する地域経済への波及効果等を計るための調査等に協力すること。

(2) 市が行うふるさと納税のプロモーションに協力すること。

6 法令遵守等

- (1) 市税等の滞納がないこと。ただし、本市に本社等が所在していない場合は、本社等が所在する市区町村において課された市区町村民税等に滞納がないこと。
- (2) 岐阜市暴力団排除条例（平成 24 年岐阜市条例第 13 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当していないこと。
- (3) 各種法令（食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法、個人情報情報の保護に関する法律等）を遵守すること。
- (4) 食品返礼品の産地名及び製造地名を適正に表示すること。
- (5) 市長が必要と認めるときは、返礼品事業者に対し調査（実地調査を含む。）を行うことができることとし、返礼品事業者は当該調査に応じること。
- (6) 平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条第 1 項に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。

（返礼品の要件）

第 3 条 返礼品の要件

返礼品は、次の要件を全て満たすものとする。

1 共通事項

(1) 地場産品基準

地場産品基準のいずれか 1 つ以上を満たすものであること。また、この告示に関する総務省が発する文書に適合するものであること。

(2) 市の魅力発信

岐阜市の魅力を示し、市のシティプロモーションに資するものであること。

(3) 安定供給

年間を通じて安定的な供給が可能であるもの。（限定品、季節の品又は受注生産品を除く。）

(4) 消費又は賞味期限

飲食品については、出荷後 5 日以上消費又は賞味期限が保証されるもの。

(5) 配送基準

配送業者が定める配送基準を満たすもの。

(6) 情報提供

ア 市が求める場合に、提供価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出することができること。

イ 返礼品に関する情報（返礼品として提供されている品の名称、説明文、画像データ、返礼品事業者名等）を本市に対して提供可能であること。

(7) サンプル等

本市が求める場合に、無償で返礼品等のサンプル又は見本を提供できること。

(8) 著作権等

キャラクター等を使用する場合等、返礼品事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

(9) その他

- ア 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
- イ 公序良俗に反するものではないこと。
- ウ 特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものではないこと。
- エ 業として生産しているもの又はされたものであって、個人の趣味、特技により私的に作成したものではないこと。
- オ その他市長が不相当と認めるものでないこと。
- カ 異なる提案者から、提案内容が同一又は同等と認められるものの提案があった場合、製造元又はサービス提供主体の提案を優先するなどの調整を行う場合がある。なお、いずれも主体による提案でない場合には、基本として提案価格の低い商品を優先する。

2 役務（サービス）について

(1) 岐阜市内で提供される役務（サービス）

市内において提供される次のいずれかの種類に属する役務（サービス）であること。なお、複数種類を組み合わせて提供する役務（サービス）であって、旅行業の登録が必要となる役務（サービス）を返礼品として申請する場合は、当該役務（サービス）の提供にあたり必要な旅行業の登録を認められている者であること。

- ア 宿泊（市内施設における宿泊）
- イ 観光（市内スポットへの観光 例：タクシーで巡るツアー等）
- ウ 体験（岐阜市の魅力を伝える体験 例：市内ハイキングツアー等）
- エ 食事（岐阜市ならではの要素のある食事プラン等）
- オ その他（岐阜市のシティプロモーションに資するサービス等）

(2) 地場産品基準

地場産品基準や総務省の発する文書の考え方に適合する役務（サービス）であること。具体的には、次のいずれかを満たしているものであること。

- ア 原則として、市内において提供される役務（サービス）であること。
- イ 役務（サービス）の主要な部分が相当程度岐阜市に関連性があること。

(3) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症等の感染対策が実施されていること。具体的には、公的機関又は各業界若しくは業種が公表するガイドライン等を遵守した対策がなされ、その旨の表示が利用者に理解できるように実施されていること。

(4) 利用券の発行

- ア 役務（サービス）の提供にあたっては、原則として、当該役務（サービス）に係る「利用券」（原則として、有効期限を有するもの）を発行し、寄附者へ送付すること。また、利用券には記名又は通し番号を付記する等、転売の防止措置を施すこと。
- イ 返礼品として採用後、利用券等の見本を市に提出すること。

(5) 関連事業者の同意

役務（サービス）の提供にあたり返礼品事業者以外に関連する事業者等がある場合は、当該事業者等に、本市のふるさと納税返礼品として提供することについて、あらかじめ同意を得ていること。

(6) その他

- ア 特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものでないこと。
- イ 本事業の目的を達成するためにふさわしい役務（サービス）内容等であること。
- ウ その他市長が不相当と認めるものでないこと。

（金額設定）

第4条 返礼品の金額設定

1 金額設定の基準

返礼品の金額設定については、提供する品の本体価格、梱包費等必要な経費及び消費税を加えるものとする。

2 寄附金額の決定

寄附金額は、総務省の基準に基づき、市が設定する。また、寄附金額は、1,000円単位で設定可能とする。

（登録手続）

第5条 登録の手続

1 提出書類

返礼品事業者及び返礼品の登録申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

(1) 登録要領で定める、岐阜市ふるさと納税返礼品事業者登録申請書（様式1）

申請者1事業者につき、1部提出すること。

(2) 登録要領で定める、岐阜市ふるさと納税返礼品登録申請書（様式2）

返礼品1点につき、1部提出すること。

(3) 納税証明書

市民税等の滞納のないことを証するもの。ただし、新規設立法人であって、最初の事業年度に係る法人市区町村民税の納付実績がない場合は、翌年度、課税分のものを後日提出すること。

(4) 各種法令に基づく許可書の写し

各種法令（食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法、個人情報保護の保護に関する法律等）に対応する営業許可等を証明する書類について、市が求める場合には、その写しを提出すること。

2 提出方法

岐阜市ふるさと納税事務局（岐阜市ふるさと納税における返礼品等支援業務委託受注者）を通じて、岐阜市へ提出すること。

3 提出に要する費用

本申請書等の作成及び提出に要する費用は、全て申請者の負担とする。

4 申請書類等の取扱い

提出された書類は、選定の結果に関わらず返還しない。

（質疑応答）

第6条 質疑応答等

申請者は、返礼品や申請書等の事務手続に関する質疑がある場合は、岐阜市ふるさと納税事務局へ問い合わせること。

（審査）

第7条 審査方法

1 審査等

この要領に定める事項に基づき、登録要領第4条の審査委員会において、返礼品事業者及び返礼品の選定に係る可否を決定する。

2 審査方法

本要領に定めるもののほか、申請書等の内容に基づき総合的な観点から審査を行う。

3 ヒアリング等の実施

市が選定において必要と判断したときは、ヒアリング及び提案品の試食、試飲、目視等（以下「試食等」という。）による審査（以下「ヒアリング等」という。）を行うことができる。また、ヒアリング等を実施する場合は、対象となる申請者に対しては、ヒアリング等の日時、場所及び実施方法等について、個別に連絡する。

なお、ヒアリング等における試食等及び運搬に要する費用については、全て申請者の負担とする。

4 審査結果の通知

返礼品事業者及び返礼品として決定したときは、全ての申請者に対し、岐阜市ふるさと納税事務局を通じて、審査結果を通知する。

（配送方法）

第8条 返礼品の配送方法

1 配送方法

配送方法は、原則として市が指定するふるさと納税の委託事業者が利用する配送事業者による集荷とする。送料については、実際に要した額とし、これを市が負担する。ただし、返礼品の不備、不良等により再配送が必要となった場合については、この限りではない。

2 受付の一時停止

寄附の確定から返礼品の発送までの期間が3か月以上要することとなった場合（限定品、季節の品、定期配送便等、事前に寄附者に明示しているものを除く。）は、協議の上、受付を一時停止することができる。

3 返礼品の発送等

(1) 返礼品事業者は、依頼があった返礼品を寄附者が指定する住所へ送付する。

(2) 返礼品事業者は、集荷依頼後原則として1か月以内に返礼品を発送すること。

(3) 返礼品事業者は、市が求める場合は、市が指定するパンフレット等を同封しなければならない。

(4) 返礼品事業者は、返礼品発送時に限り、寄附者からの求めがない場合であっても、自らの事業等に係るパンフレット等を同封することができる。ただし、商品のみの場合と比較して送料が変動しない範囲とする。

(5) 返礼品事業者は、紛失その他寄附者の都合により返礼品の再発送を求められたとしても、送達記録等により返礼品が寄附者宛てに届いていることが確認できる限り、再発送には応じないこと。

(6) 万が一再発送に応じた場合においても、これに係る費用は返礼品事業者が負担すること。

（変更又は廃止）

第9条 返礼品事業者の登録若しくは返礼品の変更又は廃止

1 返礼品事業者の登録若しくは返礼品の変更又は廃止

(1) 変更又は廃止の届出

返礼品事業者は、返礼品事業者の登録若しくは返礼品の変更又は廃止を希望する場合には、登録要領で定める、岐阜市ふるさと納税返礼品事業者の登録若しくは返礼品変更・廃止申請書(様式3)を岐阜市ふるさと納税事務局を通じて、岐阜市に提出しなければならない。

(2) 変更(廃止)通知

ア 市は内容を審査の上、問題がなければ、当該返礼品事業者の登録若しくは返礼品を変更又は廃止するものとする。審査結果については、岐阜市ふるさと納税事務局を通じて、通知するものとする。なお、市が変更又は廃止決定をするまでの間に寄附者から申込があった場合には、返礼品事業者は市と協議の上、やむを得ない場合を除き、変更又は廃止前と同一の返礼品を寄附者に対して送付する。

イ 当該返礼品の提供が不可能となった場合については、市と協議の上、同等の価値を持つ代替品を返礼品事業者の責任で提供する。

(3) 廃止

ア 次に掲げる場合は、市は何らの通知等を行うことなく、当該返礼品事業者の提供する返礼品を廃止できる。

(a) 返礼品事業者が、第2条に定める要件を満たさなくなった場合

(b) 返礼品事業者の提供する返礼品が、第3条に定める返礼品の要件を満たさなくなった場合

(c) 返礼品事業者の行為により、市のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合

イ 返礼品事業者は、ア(a)から(c)までに係る事実が判明次第、速やかに市に報告しなければならない。また、代替品の提供その他必要な対応について市と返礼品事業者で協議する。

(4) 返礼品の見直し

ア 寄附申込状況等を踏まえ、市と返礼品事業者で協議の上、返礼品の内容について見直しをすることができる。

イ 市は、地方税法等の改正又は地場産品基準等の見直しにより、返礼品等の要件等が変更された場合には、協議を経ずに返礼品の見直しをすることができる。

ウ 本要領の施行日又は返礼品を公開した日の属する年度の翌年の4月1日から起算して3年間、ア、イに規定する返礼品の見直しをせずに、返礼品の受注がなかった場合は、市は当該返礼品の公開を中止又は返礼品の廃止をすることができる。

(失格事項)

第10条 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

1 要件不適合

(1) 第2条及び第3条に定める要件を満たしていない場合

(2) この要領で示された事項等の要件に適合しない事案があった場合

2 不誠実な行為

本事業において、不誠実な行為を行った場合

(損害賠償)

第11条 損害賠償

返礼品事業者の責に帰すべき事由により、市又は寄附者に損害を及ぼしたときは、返礼品事業者の負担においてそれを賠償することとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 個人情報の取扱い

1 個人情報の取扱いについて

- (1) 返礼品事業者は、この事業に係る業務を処理するにあたり、岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号)及び関係法令等を遵守するとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう最大限努めなければならない。
- (2) 返礼品事業者は、この事業に係る業務を処理するために市等から提供される寄附者に係る個人情報(個人情報が記載された資料を含む。以下同じ。)を、返礼品の送付目的以外に利用してはならない。ただし、返礼品以外の商品申込等により、返礼品事業者が寄附者から直接入手した個人情報を除く。

(その他)

第13条 その他

1 問合せ対応

- (1) 返礼品の詳細や役務(サービス)の予約等に係る寄附者(市への寄附を検討している方を含む)からの問合せについては、返礼品事業者が対応すること。
- (2) 天災、荒天、疾病の流行等、責めに帰すことのできない理由から、返礼品事業者が物品や役務(サービス)を提供できない場合については、代替品の提供等の措置を本市と協議の上で対応すること。
- (3) 返礼品の提供に伴う事故又はトラブル等は、すべて返礼品事業者の責任において対応する。必要に応じて、損害保険等へ加入すること。
- (4) 返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合には、返礼品事業者は真摯に対応し、解決に努めるとともに、苦情等の内容について速やかに市に報告すること。
- (5) 返礼品に関して、新聞・TV等のメディアから取依頼があった場合には、返礼品事業者は事前に市へ報告し、必要に応じて業務に支障のない範囲で対応する。また、取材対応を行った場合には、その日時・内容等について、速やかに市へ報告すること。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行し、令和4年10月1日以降に新たに申請する返礼品事業者及び返礼品から適用する。

附 則

この要領は、令和6年2月9日から施行する。ただし、第3条第1項(9)ウの改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月29日から施行する。